

報道機関各位

令和8年9月1日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和8年度熊本県最低賃金の改正答申について —熊本地方最低賃金審議会—

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 本田悟士）は、令和8年7月3日（金）熊本労働局長から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねた結果、本日9月1日（火）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額1,092円」「令和8年12月1日発効」とする旨の答申を行いました。
2. 答申された「時間額1,092円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額1,034円）を「58円」引上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る7月28日、中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合56円引上げ）を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項による三要素を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申をまとめられたものです。

※ 三要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力
3. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年12月1日からの効力発生（予定）に向けて、答申の内容についての異議申出などの所要の手続を進めてまいります。

熊 本 県 の 最 低 賃 金 額 の 推 移

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	発効日
平成18年	612円	3円	0.49%	平成18年10月1日
平成19年	620円	8円	1.31%	平成19年10月25日
平成20年	628円	8円	1.29%	平成20年10月17日
平成21年	630円	2円	0.32%	平成21年10月18日
平成22年	643円	13円	2.06%	平成22年11月5日
平成23年	647円	4円	0.62%	平成23年10月20日
平成24年	653円	6円	0.93%	平成24年10月1日
平成25年	664円	11円	1.68%	平成25年10月30日
平成26年	677円	13円	1.96%	平成26年10月1日
平成27年	694円	17円	2.51%	平成27年10月17日
平成28年	715円	21円	3.03%	平成28年10月1日
平成29年	737円	22円	3.08%	平成29年10月1日
平成30年	762円	25円	3.39%	平成30年10月1日
令和元年	790円	28円	3.67%	令和元年10月1日
令和 2 年	793円	3円	0.38%	令和2年10月1日
令和 3 年	821円	28円	3.53%	令和3年10月1日
令和 4 年	853円	32円	3.90%	令和4年10月1日
令和 5 年	898円	45円	5.28%	令和5年10月8日
令和 6 年	952円	54円	6.01%	令和6年10月5日
令和 7 年	1,034円	82円	8.61%	令和8年1月1日
令和 8 年	1,092円	58円	5.61%	令和8年12月1日（予定）

報道機関各位

令和8年9月28日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



第13回熊本地方最低賃金審議会の審議結果について

～異議の申出について審議、また熊本労働局長に対して建議～

～熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)～

令和8年9月18日(金)に開催されました第13回熊本地方最低賃金審議会において、令和8年9月1日付け熊本労働局公示第6号「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」により提出された異議の申出について審議(以下「異議審議」)を行うとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備及び令和8年熊本地震で被災された事業者及び労働者に対する支援に関する建議(以下「建議」)を行いました。

1 異議審議

熊本労働局長からの諮問に基づき審議の結果、「令和8年9月1日付け「熊本県最低賃金の改正決定について(答申)」どおり決定することが適当である。」(別紙1)と答申されました。

この答申を踏まえ、熊本労働局長は、令和8年12月1日からの効力発生に向けて、速やかに改正決定を行い、その決定事項を官報に掲載して公示(令和8年10月5日の予定)します。

官報公示後、熊本労働局では、県内の労使等に対して広く周知広報を行ってまいります。

2 建議

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備並びに令和8年熊本地震により被災された事業者及び労働者に対する支援について熊本労働局長に対して建議(別紙2)が行われました。

この建議を踏まえ、熊本労働局では、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、生産性向上の支援や業務支援助成金等の賃金引上げ支援パッケージの積極的な周知、価格転嫁対策等の取組、さらに年収の壁への支援を推進し、中小企業等が継続的に賃上げできる環境整備に努めます。

また、令和8年熊本地震で被災された事業者及び労働者に対し「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」の周知、雇用調整助成金の特例措置の拡充、雇用を維持するための直接的な支援を検討するよう厚生労働省へ要請を行います。

3 熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)

熊本労働局長は2つの産業にかかる特定(産業別)最低賃金の改正決定について、熊本地方最低賃金審議会に対して諮問(別紙3)を行いました。

(諮問した特定(産業別)最低賃金)

○熊本県百貨店・総合スーパー最低賃金

現行: 1,034円

○熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

現行: 1,074円

熊 賃 審 発 第 12 号
令 和 8 年 9 月 18 日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 本田 悟士

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年9月18日貴職から、令和8年9月1日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する関係労働者団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年9月1日付け答申どおり決定することが適当である。

熊 賃 審 発 1 4 号
令和 8 年 9 月 18 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 本 田 悟 士

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備並びに令和 8 年熊本地震により被災された事業者及び労働者に対する支援について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であるとともに、令和 8 年熊本地震で被災された事業者及び労働者に対する最大限の支援措置が必要であることは、全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記を取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について

（1）生産性向上等の支援

ア 可能な限り多くの県内企業が各種の助成金や税制等を活用し、賃上げできるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求めるとともに、それらの支援策に係る周知広報の徹底を図ること。併せて、これらの支援策が容易に活用できるよう、更なる要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。

イ 「業務改善助成金」について、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう具体的事例を盛り込んだ周知等の徹底を図るとともに、申請に対して支給要件を満たすものについては可能な限り速やかに交付決定を行うこと。

ウ 賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等が設けられているキャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、働き方改革推進支援助成金等や、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI 導入補助金等の各種助成金・補助金の周知広報を図ること。

エ 熊本県においても支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

オ 上記アからエの支援策を盛り込んだ熊本県版の「令和８年度 賃金引上げ支援施策パッケージ」の積極的な周知を図ること。

(２) 価格転嫁・取引適正化対策、官公需における対応

ア 価格転嫁・取引適正化対策について、令和８年１月１日から施行された中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法を引き続き着実に執行するとともに、県内１６団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。

イ 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かれがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。

ウ 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月２１日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう適切に対応することについて働きかけを行うこと。また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に１回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

(３) 「年収の壁」への支援

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、令和７年７月に拡充されたキャリアアップ助成金による事業主への支援や、令和８年４月から開始された被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。

２ 令和８年熊本地震により被災された事業者及び労働者に対する支援について

(１) 「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」による支援

令和８年８月２７日に令和８年熊本地震非常災害対策本部で決定された「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」で示された「なりわいの再建」のための支援（被災事業者等の支援、農林漁業者の支援、観光関連産業の復興に向けた支援、地域の雇用対策等）について、雇用調整助成金の説明に併せて周知すること。

(２) 雇用調整助成金の特例措置の拡充

地震の規模が大きかった地域における被災事業者の被害状況に鑑み、令和８年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置について、支給日数及び助成率を拡充するよう厚生労働省に要請すること。

（３）雇用維持のための特例措置

今回の熊本地震により被災した事業者の中には、いまだ事業再開も見通せない事業者があり、再開したとしても地震前の売上に回復するためには相当の期間を要するおそれがある。こうした状況を踏まえ、被災事業者並びに甚大な影響を受けている事業者に対しては、雇用を維持するために、賃上げ原資を補填する直接的な支援を行うなど、特例的な措置を検討するよう、厚生労働省に要請すること。

以上



熊労発基 0918 第4号

令和8年9月18日

熊本地方最低賃金審議会

会長 本田 悟士 殿

熊本労働局長

金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）